

予算の要領の公表

宮 崎 県

令和2年度宮崎県一般会計予算

令和2年度宮崎県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 612,788,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額	
1 県 税		千円 99,080,000	
	1 県 民 税	32,025,781	
	2 事 業 税	20,256,053	
	3 地 方 消 費 税	19,373,243	
	4 不 動 産 取 得 税	2,296,292	
	5 県 た ば こ 税	1,263,391	
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	390,864	
	8 自 動 車 税	13,979,200	
	9 鉾 区 税	7,294	
	12 軽 油 引 取 税	9,206,621	
	13 狩 猟 税	22,129	
	14 産 業 廃 棄 物 税	259,132	
	2 地 方 消 費 税 清 算 金		49,652,503
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	49,652,503
3 地 方 譲 与 税		20,450,000	
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,024,000	
	3 石 油 ガ、ス 譲 与 税	81,000	
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	8,000	
	6 自 動 車 重 量 譲 与 税	82,000	
	7 森 林 環 境 譲 与 税	173,000	

款	項	金額
	8 特別法人事業譲与税	千円 18,082,000
4 地方特例交付金		553,000
	1 地方特例交付金	553,000
5 地方交付税		184,467,000
	1 地方交付税	184,467,000
6 交通安全対策特別交付金		433,000
	1 交通安全対策特別交付金	433,000
7 分担金及び負担金		4,569,483
	1 分 担 金	98,054
	2 負 担 金	4,471,429
8 使用料及び手数料		10,024,139
	1 使 用 料	7,205,276
	2 手 数 料	14,332
	3 証 紙 収 入	2,804,531
9 国庫支出金		97,936,373
	1 国 庫 負 担 金	38,152,317
	2 国 庫 補 助 金	58,162,938
	3 委 託 金	1,621,118
10 財 産 収 入		883,787
	1 財 産 運 用 収 入	595,364
	2 財 産 売 払 収 入	288,423
11 寄 附 金		98,246

款	項	金額
	1 寄附金	千円 98,246
12 繰入金		30,580,388
	1 特別会計繰入金	1,613,206
	2 基金繰入金	28,967,182
14 諸収入		43,588,881
	1 延滞金、加算金及び過料等	85,136
	2 県預金利子	1,945
	3 貸付金元利収入	37,028,445
	4 受託事業収入	738,708
	5 収益事業収入	2,600,589
	7 雑入	3,134,048
	8 利子割精算金収入	10
15 県債		70,471,200
	1 県債	70,471,200
歳入合計		612,788,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,225,971
	1 議 会 費	1,225,971
2 総 務 費		31,976,414
	1 総 務 管 理 費	13,693,651
	2 企 画 費	8,772,596
	3 徴 税 費	5,156,952
	4 市 町 村 振 興 費	1,287,187
	5 選 挙 費	40,037
	6 防 災 費	1,861,712
	7 統 計 調 査 費	837,740
	8 人 事 委 員 会 費	147,688
	9 監 査 委 員 費	178,851
3 民 生 費		94,084,788
	1 社 会 福 祉 費	62,453,306
	2 児 童 福 祉 費	27,861,968
	3 生 活 保 護 費	3,633,011
	4 災 害 救 助 費	136,503
4 衛 生 費		19,820,654
	1 公 衆 衛 生 費	3,929,638
	2 環 境 衛 生 費	3,091,246

一般会計

款	項	金額
	3 保 健 所 費	千円 1,635,409
	4 医 藥 費	11,164,361
5 勞 働 費		1,476,048
	1 勞 政 費	357,275
	2 職 業 訓 練 費	1,015,961
	4 勞 働 委 員 会 費	102,812
6 農 林 水 産 業 費		57,102,514
	1 農 業 費	15,309,694
	2 畜 産 業 費	6,269,610
	3 農 地 費	14,298,739
	4 林 業 費	16,093,148
	5 水 産 業 費	5,131,323
7 商 工 費		38,290,795
	1 商 業 費	34,901,938
	2 工 鉦 業 費	2,155,657
	3 観 光 費	1,233,200
8 土 木 費		80,933,702
	1 土 木 管 理 費	3,846,166
	2 道 路 橋 梁 費	39,047,018
	3 河 川 海 岸 費	23,368,541
	4 港 湾 費	4,768,984
	5 都 市 計 画 費	7,868,962

款	項	金額
	6 住宅費	千円 2,034,031
9 警察費		27,318,529
	1 警察管理費	23,672,555
	2 警察活動費	3,645,974
10 教育費		118,366,283
	1 教育総務費	26,506,927
	2 小学校費	34,393,254
	3 中学校費	22,705,204
	4 高等学校費	20,519,474
	5 特別支援学校費	9,424,748
	6 社会教育費	2,237,224
	7 保健体育費	1,749,340
	8 大学費	830,112
11 災害復旧費		15,375,120
	1 農林水産施設災害復旧費	6,069,225
	2 土木施設災害復旧費	9,120,495
	3 文教施設災害復旧費	92,700
	4 県有施設災害復旧費	92,700
12 公債費		80,669,235
	1 公債費	80,669,235
13 諸支出金		46,047,947
	2 地方消費税清算金	19,152,255

款	項	金額
	3 利子割交付金	千円 55,774
	4 配当割交付金	289,419
	5 株式等譲渡所得割交付金	154,542
	6 地方消費税交付金	24,911,261
	7 ゴルフ場利用税交付金	273,605
	8 自動車取得税交付金	100
	9 利子割精算金	10
	11 環境性能割交付金	330,885
	12 法人事業税交付金	880,096
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		612,788,000

第2表 債務負担行為

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
(情報政策課) 行政情報システム全体最適化推進事業	令和 2年度から 令和 9年度まで	1,989,889
(国民スポーツ大会準備課) 県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場造成工事）	令和 2年度から 令和 3年度まで	1,500,000
県有スポーツ施設整備事業（プールPFIアドバイザー業務）	令和 2年度から 令和 3年度まで	47,630
(税 務 課) 自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託料	令和 2年度から 令和 3年度まで	16,401
(環境森林課) 令和2年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和 2年度から 令和22年度まで	借入額 361,735 利 率 年 2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息
(商工政策課) 令和2年度設備貸与機関損失補償	令和 2年度から 令和 9年度まで	125,000
令和2年度中小企業融資制度損失補償	令和 2年度から 令和18年度まで	100,000
(雇用労働政策課) 令和2年度離職者等再就職訓練事業	令和 2年度から 令和 4年度まで	95,700
(農業経営支援課) 令和2年度農業近代化資金利子補給	令和 2年度から 令和23年度まで	770,208

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度災害資金、経済変動・伝染病等対策資金利子補給	令和2年度から 令和10年度まで	千円 7,150
令和2年度農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和2年度から 令和18年度まで	24,708
令和2年度公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人宮崎県農業振興公社に担い手支援資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和2年度から 令和13年度まで	借入額 240,000 利 率 無利子 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和2年度肥育素牛価格変動対策資金利子補給 (水産政策課)	令和2年度から 令和6年度まで	42,900
令和2年度漁業近代化資金利子補給	令和2年度から 令和23年度まで	136,560
令和2年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和2年度から 令和18年度まで	9,454
令和2年度漁海況変動等対策資金利子補給 (畜産振興課)	令和2年度から 令和3年度まで	1,500
令和2年度に金融機関が公益社団法人宮崎県農業振興公社に公共畜産環境総合整備事業資金及び公共畜産基盤再編総合整備事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和2年度から 令和4年度まで	借入額 103,000 利 率 年3.5%以内 最終償還期限に弁済していない元利金及び遅延損害金に相当する額
令和2年度畜産特別資金融通助成事業利子補給 (道路建設課)	令和2年度から 令和27年度まで	15,725
公共道路新設改良事業費 主要地方道高鍋高岡線大規模更新事業 (本庄橋旧橋撤去工)	令和2年度から 令和3年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道北方北郷線大規模更新事業 (川水流橋上下部工)	令和2年度から 令和4年度まで	2,000,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道高城山田線大規模更新事業 (王子橋下部工)	令和2年度から 令和3年度まで	450,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道宮崎西環状線社会資本整備総合交付金事業(古城2号橋下部工)	令和2年度から 令和3年度まで	440,000

事 項	期 間	限 度 額
公共道路新設改良事業費 主要地方道宮崎西環状線社会資本整備 総合交付金事業（古城工区）	令和 2年度から 令和 3年度まで	千円 150,000
公共道路新設改良事業費 一般県道木脇高岡線社会資本整備総合 交付金事業（宮王丸高架橋上部工）	令和 2年度から 令和 3年度まで	300,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道都城霧島公園線社会資本整 備総合交付金事業（横市橋旧橋撤去工 、仮橋賃料）	令和 2年度から 令和 5年度まで	260,000
公共道路新設改良事業費 国道 327号社会資本整備総合交付金事 業（永田1号橋上部工）	令和 2年度から 令和 3年度まで	250,000
公共道路新設改良事業費 国道 503号社会資本整備総合交付金事 業（鶴野工区）	令和 2年度から 令和 3年度まで	200,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道日之影字目線社会資本整備 総合交付金事業（赤石工区）	令和 2年度から 令和 3年度まで	100,000
公共道路新設改良事業費 一般県道元狩倉日南線防災・安全社会 資本整備交付金事業（山本橋上部工）	令和 2年度から 令和 3年度まで	200,000
公共道路新設改良事業費 国道 448号防災・安全社会資本整備交 付金事業（石波トンネル）	令和 2年度から 令和 7年度まで	6,300,000
公共道路新設改良事業費 国道 219号防災・安全社会資本整備交 付金事業（岩下工区仮橋工）	令和 2年度から 令和 3年度まで	70,000
公共道路新設改良事業費 国道 219号防災・安全社会資本整備交 付金事業（越野尾1号橋下部工）	令和 2年度から 令和 3年度まで	200,000
公共道路新設改良事業費 主要地方道高鍋高岡線防災・安全社会 資本整備交付金事業（鐘塚橋仮橋工、 仮橋賃料）	令和 2年度から 令和 5年度まで	50,000
公共道路新設改良事業費 国道 327号防災・安全社会資本整備交 付金事業（佐土の谷3号橋上部工）	令和 2年度から 令和 4年度まで	600,000
（道路保全課）		
沿道修景美化推進対策費	令和 2年度から 令和 3年度まで	685,700

事 項	期 間	限 度 額
(河 川 課)		千円
公共河川事業費 宮田川広域河川改修事業（鐘塚橋仮橋工）	令和 2年度から 令和 5年度まで	35,000
公共河川事業費 一ツ瀬川広域河川改修事業（警報局移設補償）	令和 2年度から 令和 4年度まで	40,000
公共河川事業費 三財川広域河川改修事業（河底横過トンネル1工区）	令和 2年度から 令和 3年度まで	320,000
公共河川事業費 三財川広域河川改修事業（河底横過トンネル2工区）	令和 2年度から 令和 3年度まで	260,000
公共河川事業費 横市川大規模特定河川事業（横市橋旧橋撤去工、仮橋賃料）	令和 2年度から 令和 5年度まで	148,000
(警察本部)		
次世代警察無線システム等整備事業	令和 2年度から 令和 3年度まで	21,718

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線整備事業	千円 776,500	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
庁舎公舎等整備事業	1,222,400			
山地治山事業	1,507,600			
林道事業	701,500			
農地防災事業	748,600			
土地改良事業	1,743,800			
漁港事業	1,029,700			
河川事業	7,236,200			
砂防事業	2,918,000			
港湾事業	1,427,200			
道路橋梁事業	12,359,900			
高速自動車国道建設事業	2,055,800			
臨時県道整備事業	2,449,000			
地域づくり関連道路整備事業	784,800			
公営住宅建設事業	394,900			
海岸保全河川事業	123,400			
海岸保全港湾事業	19,900			
海岸保全漁港事業	30,100			
街路事業	1,026,900			
公園事業	4,387,400			
空港整備対策事業	509,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	千円 408,000		%	
臨時河川等整備事業	99,300			
高等学校整備事業	1,067,600			
社会教育施設整備事業	60,000			
交通安全施設整備事業	319,200			
警察施設整備事業	31,100			
緊急防災基盤整備事業	157,100			
災害復旧事業	3,820,900			
退職手当債	2,000,000			
臨時財政対策債	17,562,000			
県有体育施設整備事業	1,487,400			
みやざき丸代船 建造事業	6,000			
計	70,471,200			

特 別 会 計

令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算

令和2年度宮崎県の開発事業特別資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

開発事業特別資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 22
	1 財 産 運 用 収 入	22
12 繰 入 金		10,506
	1 特 別 会 計 繰 入 金	10,506
歳 入 合 計		10,528

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 10,528
	2 企 画 費	10,528
歳 出 合 計		10,528

令和2年度宮崎県公債管理特別会計予算

令和2年度宮崎県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,129,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 82,916,772
	2 基 金 繰 入 金	2,666,500
	3 一 般 会 計 繰 入 金	80,250,272
15 県 債		21,213,198
	1 県 債	21,213,198
歳 入 合 計		104,129,970

歳 出

款	項	金 額
2 総 務 費		千円 1,810,400
	1 総 務 管 理 費	1,810,400
12 公 債 費		102,319,570
	1 公 債 費	102,319,570
歳 出 合 計		104,129,970

令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計予算

令和2年度宮崎県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,625,117千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 35,962,947
	2 負 担 金	35,962,947
9 国 庫 支 出 金		36,628,376
	1 国 庫 負 担 金	23,456,412
	2 国 庫 補 助 金	13,171,964
10 財 産 収 入		564
	1 財 産 運 用 収 入	564
12 繰 入 金		8,122,018
	2 基 金 繰 入 金	342,843
	3 一 般 会 計 繰 入 金	7,779,175
14 諸 収 入		36,911,212
	7 雑 入	36,911,212
歳 入 合 計		117,625,117

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 117,625,117
	1 社 会 福 祉 費	117,625,117
歳 出 合 計		117,625,117

令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度宮崎県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる

。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 315,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

母子父子寡婦福祉資金

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 2,051
	3 一 般 会 計 繰 入 金	2,051
13 繰 越 金		190,252
	1 繰 越 金	190,252
14 諸 収 入		123,344
	3 貸 付 金 元 利 収 入	98,453
	7 雑 入	24,891
歳 入 合 計		315,647

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 275,970
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	275,970
12 公 債 費		39,677
	1 公 債 費	39,677
歳 出 合 計		315,647

令和2年度宮崎県山林基本財産特別会計予算

令和2年度宮崎県の山林基本財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 166,690千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 100
	1 使 用 料	100
10 財 産 収 入		68,070
	1 財 産 運 用 収 入	1,530
	2 財 産 売 払 収 入	66,540
12 繰 入 金		97,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	97,000
14 諸 収 入		1,520
	2 県 預 金 利 子	10
	7 雑 入	1,510
歳 入 合 計		166,690

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 64,596
	4 林 業 費	64,596
12 公 債 費		102,094
	1 公 債 費	102,094
歳 出 合 計		166,690

令和2年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算

令和2年度宮崎県の拡大造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 228,439千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 179,928
	2 財 産 売 払 収 入	179,928
12 繰 入 金		31,000
	3 一 般 会 計 繰 入 金	31,000
14 諸 収 入		17,511
	2 県 預 金 利 子	100
	7 雑 入	17,411
歳 入 合 計		228,439

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 158,047
	4 林 業 費	158,047
12 公 債 費		70,392
	1 公 債 費	70,392
歳 出 合 計		228,439

令和2年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

令和2年度宮崎県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 831,743千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰越金		千円 762,555
	1 繰越金	762,555
14 諸収入		69,188
	2 県預金利子	5
	3 貸付金元利収入	68,566
	7 雑入	617
歳 入 合 計		831,743

歳 出

款	項	金 額
6 農林水産業費		千円 831,743
	4 林業費	831,743
歳 出 合 計		831,743

令和2年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和2年度宮崎県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 363,819千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
13 繰 越 金		千円 129,296
	1 繰 越 金	129,296
14 諸 収 入		228,194
	3 貸 付 金 元 利 収 入	227,694
	7 雑 入	500
15 県 債		6,329
	1 県 債	6,329
歳 入 合 計		363,819

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 242,693
	1 商 業 費	242,693
12 公 債 費		121,126
	1 公 債 費	121,126
歳 出 合 計		363,819

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金 貸付資金	千円 6,329	証書借入	% 0	起債の日から20年以内（ 据置3年以内）において元 金均等に償還する。 ただし、中小企業基盤整 備機構との契約条件により 繰上償還することができる 。
計	6,329			

小規模企業者等設備導入資金

令和2年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算

令和2年度宮崎県のえびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 3,050
	3 一 般 会 計 繰 入 金	3,050
歳 入 合 計		3,050

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 3,050
	3 観 光 費	3,050
歳 出 合 計		3,050

令和2年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算

令和2年度宮崎県の県営国民宿舎特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 54,560
	2 負 担 金	54,560
8 使 用 料 及 び 手 数 料		195
	1 使 用 料	195
10 財 産 収 入		2,012
	1 財 産 運 用 収 入	2,012
12 繰 入 金		9,422
	3 一 般 会 計 繰 入 金	9,422
歳 入 合 計		66,189

歳 出

款	項	金 額
7 商 工 費		千円 66,189
	3 観 光 費	66,189
歳 出 合 計		66,189

令和2年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和2年度宮崎県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 287,133千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 938
	3 一 般 会 計 繰 入 金	938
13 繰 越 金		233,885
	1 繰 越 金	233,885
14 諸 収 入		52,310
	2 県 預 金 利 子	10
	3 貸 付 金 元 利 収 入	52,300
歳 入 合 計		287,133

歳 出

款	項	金 額
6 農 林 水 産 業 費		千円 287,133
	5 水 産 業 費	287,133
歳 出 合 計		287,133

令和2年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算

令和2年度宮崎県の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 669,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

公共用地取得事業

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 30,000
	2 財 産 売 払 収 入	30,000
12 繰 入 金		639,661
	3 一 般 会 計 繰 入 金	639,661
歳 入 合 計		669,661

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 669,661
	1 土 木 管 理 費	669,661
歳 出 合 計		669,661

令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算

令和2年度宮崎県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ752,165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
8 使用料及び手数料		千円 455,852
	1 使 用 料	455,852
12 繰 入 金		271,313
	3 一 般 会 計 繰 入 金	271,313
15 県 債		25,000
	1 県 債	25,000
歳 入 合 計		752,165

歳 出

款	項	金 額
8 土 木 費		千円 478,852
	4 港 湾 費	478,852
12 公 債 費		271,313
	1 公 債 費	271,313
14 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		752,165

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宮崎港整備事業	千円 25,000	証書借入 又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	9.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、県財政の都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
計	25,000			

港湾整備事業

令和2年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算

令和2年度宮崎県の県立学校実習事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 225,034千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		千円 178,566
	2 財 産 売 払 収 入	178,566
13 繰 越 金		46,468
	1 繰 越 金	46,468
歳 入 合 計		225,034

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 225,034
	4 高 等 学 校 費	225,034
歳 出 合 計		225,034

令和2年度宮崎県育英資金特別会計予算

令和2年度宮崎県の育英資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 962,860千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
12 繰 入 金		千円 20,686
	3 一 般 会 計 繰 入 金	20,686
13 繰 越 金		2,898
	1 繰 越 金	2,898
14 諸 収 入		939,276
	3 貸 付 金 元 利 収 入	812,378
	7 雑 入	126,898
歳 入 合 計		962,860

歳 出

款	項	金 額
10 教 育 費		千円 962,860
	1 教 育 総 務 費	962,860
歳 出 合 計		962,860

令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算

（総 則）

第1条 令和2年度宮崎県公営企業会計（電気事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間供給電力量 480,060,000kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	4,875,920千円
第1項 営業収益	4,519,221千円
第2項 附帯事業収益	86,211千円
第3項 財務収益	190,180千円
第4項 営業外収益	80,308千円
第5項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	5,291,998千円
第1項 営業費用	4,939,859千円
第2項 附帯事業費用	73,637千円
第3項 財務費用	31,808千円
第4項 営業外費用	196,694千円
第5項 特別損失	0千円
第6項 予備費	50,000千円
収 支 残	-416,078千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支

出額に対し不足する額 2,978,010千円は、減債積立金 368,023千円、地方振興積立金 1,000,000千円、建設改良積立金99,000千円、過年度分損益勘定留保資金 1,413,242千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97,745千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	71,223千円
第1項 工事負担金	1,255千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 貸付金返還金	69,967千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,049,233千円
第1項 建設改良費	1,581,150千円
第2項 企業債償還金	368,023千円
第3項 繰 出 金	1,000,000千円
第4項 雑 支 出	60千円
第5項 予 備 費	100,000千円
収 支 残	-2,978,010千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	企業局庁舎改修 工事	祝子発電所主要 変圧器取替工事	計
	千円	千円	千円
令和2年度	76,316	0	76,316
令和3年度	119,460	10,071	129,531
計	195,776	10,071	205,847

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	企業局庁舎改修 工事	祝子発電所主要 変圧器取替工事	計
	千円	千円	千円
令和2年度	192,398	11,000	203,398
令和3年度	448,927	173,877	622,804
計	641,325	184,877	826,202

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）営業費用
- （2）附帯事業費用
- （3）財務費用
- （4）営業外費用
- （5）特別損失

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）職員給与費 1,008,246千円
- （2）交際費 300千円

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算

（総 則）

第1条 令和2年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 14者
- (2) 年間総給水量 38,067,450m³

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	409,642千円
第1項 営業収益	362,295千円
第2項 営業外収益	47,347千円
第3項 特別利益	0千円
支 出	
第1款 事業費	407,651千円
第1項 営業費用	401,154千円
第2項 営業外費用	497千円
第3項 特別損失	0千円
第4項 予備費	6,000千円
収 支 残	1,991千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 271,357千円は、減債積立金 4,371千円、借入金償還積立金60,000千円、過年度分損益勘定留保資金 191,007千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,979千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1 千円
第1項 固定資産売却代金	1 千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	271,358千円
第1項 建設改良費	196,967千円
第2項 企業債償還金	4,371千円
第3項 借入金償還金	60,000千円
第4項 雑 支 出	20千円
第5項 予 備 費	10,000千円
収 支 残	-271,357千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	企業局庁舎改修工事	計
	千円	千円
令和2年度	699	699
令和3年度	1,073	1,073
計	1,772	1,772

(2) (款) 資本的支出 (項) 建設改良費

総額及び年割額

事業名 年度	企業局庁舎改修工事	計
	千円	千円
令和2年度	986	986
令和3年度	2,302	2,302

計	3,288	3,288
---	-------	-------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 65,492千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野 俊 嗣

令和2年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算

（総 則）

第1条 令和2年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）年間施設利用者数 31,500人

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		21,668千円
第1項 営業収益		19,454千円
第2項 営業外収益		2,214千円
第3項 特別利益		0千円
支 出		
第1款 事業費		21,504千円
第1項 営業費用		19,559千円
第2項 営業外費用		1,145千円
第3項 特別損失		0千円
第4項 予備費		800千円
収 支 残		164千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,380千円は、過年度分損益勘定留保資金21,798千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 582千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		0千円

支 出

第1款 資本的支出	22,380千円
第1項 建設改良費	9,412千円
第2項 借入金償還金	9,968千円
第3項 予備費	3,000千円
収 支 残	-22,380千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

- (1) (款) 事業費 (項) 営業費用

総額及び年割額

事業名 年度	企業局庁舎改修工事	計
	千円	千円
令和2年度	14	14
令和3年度	21	21
計	35	35

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 833千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣

令和2年度宮崎県立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度宮崎県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 病 床 数 | 1,226床 |
| (2) 年間患者数 | |
| 入 院 | 357,700人 |
| 外 来 | 370,575人 |
| (3) 一日平均患者数 | |
| 入 院 | 980人 |
| 外 来 | 1,525人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 新県立宮崎病院建設工事 | 12,318,000千円 |
| 医療器械等資産購入 | 1,457,187千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	36,130,036千円
第1項 医 業 収 益	31,609,736千円
第2項 医 業 外 収 益	4,211,157千円
第3項 特 別 利 益	309,143千円
支 出	
第1款 病院事業費用	35,849,237千円
第1項 医 業 費 用	35,273,151千円
第2項 医 業 外 費 用	573,086千円
第3項 特 別 損 失	0千円

第4項 予備費	3,000千円
収支残	280,799千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,642,185千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,621,422千円並びに当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,763千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	17,008,281千円
第1項 企業債	14,965,800千円
第2項 一般会計負担金	2,042,481千円
支 出	
第1款 資本的支出	18,650,466千円
第1項 建設改良費	15,271,164千円
第2項 企業債償還金	3,342,302千円
第3項 投資	36,000千円
第4項 予備費	1,000千円
収支残	-1,642,185千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立宮崎病院改築事業（大型医療器械 ・ネットワーク機器・厨房機器）	令和2年度から 令和3年度まで	千円 2,314,088

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の	利率	償還の方法

		方・法		
建設改良工事	千円 13,596,700	証書借入又は証券発行の方法による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額を埋めるため必要な金額を加算した額を限度額とする。	9.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率）	起債の日から30年以内において、元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、都合により据置期間及び償還期限の短縮若しくは繰上償還又は借換えをすることができる。 その他政府資金の融通を受けるときは、当該機関の定める条件による。
資産購入	1,369,100			
計	14,965,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,055,542千円

(2) 交際費 500千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、477,817千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,636,476千円と定める。

令和2年2月20日提出

宮崎県知事 河野俊嗣